

災害時における断熱材等の供給等に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）とトーワラダンボール株式会社（以下「乙」という。）とは、石狩市内において、地震、風水害等による災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）における、避難所等の良好な生活環境の確保を図るための断熱材やパーティション、緩衝材等として使用する物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して物資の供給について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、乙宛てに「災害時における断熱材等の供給等に関する協力要請書」（別記第1号様式）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第2条 物資の運搬については、甲または甲の手配した者が行う。乙は、業務に支障をきたさない範囲で物資の積込に協力するものとする。

（断熱材等の供給物資）

第3条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。ただし、乙の被災状況や在庫の状況によって、要請された物資の供給が出来ない場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

（連絡責任者の報告）

第4条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡体制表」（別記第2号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の物資の供給に係る経費については、甲が負担する。

（価格の決定）

第6条 前条に規定する経費は、物資の供給が終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 第5条に規定する経費は、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の1箇月前までに、甲、乙双方いずれからも協定改定の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年3月1日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市長 加藤 龍 幸

乙 石狩市新港西1丁目773-3
トーワラダンボール株式会社
代表取締役 大場 勝 博

別表（第3条関係）

災害時の供給物資

分類		品目名
物資	ダンボール製品	ダンボール紙（加工前）
	断熱材等	断熱材用ロール（加工前）、緩衝材

- (1) 物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで、必要なものをその都度指定することができる。

連絡体制表

甲：石狩市

		連 絡 先		
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
④	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	

乙：トーワラダンボール株式会社

		連 絡 先		
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
④	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	